

快適な職場づくりを目指して 就労環境改善サポート補助金のご案内

長時間労働の是正など、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業者等に補助金を交付し、誰もが働きやすい職場づくりを支援します。



補助対象事業目標 <例>

- 雇用する労働者の週労働時間数が60時間以上の者の割合が10%を超えている。
⇒雇用する労働者の週労働時間数が60時間以上の者の割合を「5%以下」とする。
- 雇用する労働者の年次有給休暇の取得日数が8日以上の方が5割未満である。
⇒雇用する労働者の年次有給休暇の取得日数が8日以上の方の割合を「8割以上」とする。
- 夏期の屋内作業現場の温度が著しく高い状態となり、汗だくで作業することがしばしばで、疲労度が大きく、作業能率も低下している。
⇒冷房機の設置と扇風機を組み合わせ、作業行動範囲に冷風を集中させることにより、安全配慮や疲労度軽減、作業効率を向上させる。

申請期間 前期:令和2年 5月15日(金)～ 9月25日(金)
後期:令和2年 10月13日(火)～ 12月 4日(金)

補助金額 補助対象経費の2分の1以内
(上限:30万円)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、ご了承ください。



就労環境改善サポート補助金

1 趣旨

長時間労働の是正等、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業者等に補助金を交付し、府内企業の就労環境の改善を支援

2 補助対象者

京都府内に事業所を有する労働者災害補償保険の適用事業場で、以下のア～エのいずれかに該当し、京都府社会保険労務士会が実施する就労環境改善サポートアドバイザーの派遣を受け、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、就労環境改善等の取り組みを行うもの。
(ただし、みなし大企業に該当しないもの及び国又は地方公共団体から出資を受けていないものに限る。)

ア 中小企業者等で下表に掲げるもの

業種・組織形態		補助対象者	
		資本金 (資本金の額又は出資の総額)	従業員 (常時使用する従業員数)
① 製造業、建設業、運輸業	(右記以下、従業員規模の一方が、 個記人事下の場合対象となる)	3億円	300人
② 卸売業		1億円	100人
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）		5,000万円	100人
④ 小売業		5,000万円	50人
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）		3億円	900人
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円	300人
⑦ 旅館業		5,000万円	200人
⑧ その他の業種（上記以外）		3億円	300人
⑨ 組合、連合会	その他の法人	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人		常時使用する従業員数が100人以下の者	
⑪ 社団法人（一般・公益）		直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人（一般・公益）		上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人		上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
エ ア～ウに掲げるもののほか、特に中央会が認めるもの

3 補助対象経費（京都府内の事業所において実施される取組が対象となります。）

● 就労環境改善の取組に要する経費及び補助対象例

<就業規則等の作成・変更>

- ・就業規則（正社員転換制度、パワーハラスメント・奨学金返済支援制度等）の整備
- ・変形労働時間制度や勤務シフト等の整備
- ・給与・賃金規程の整備 等

<所定外労働時間削減のための設備導入経費>（労働時間管理適正化システムの導入等）

- ・就業管理システムやタイムレコーダー等の整備 等

<就労環境改善のための設備導入経費>

- ・新型コロナウイルスや粉じん・ウイルス性疾患対策として空気環境改善のための設備
- ・暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場における、冷房、暖房、通風等の温湿度調節設備 等

※支給対象となる取組は、自主的に、一つ以上成果目標を設定し、達成を目指して実施してください。

※「成果目標」の達成状況については、評価期間を1ヶ月程度設定し、実績報告書に添付してください。

4 補助上限・補助率等

補助額上限:30万円、補助率:2分の1以内 ※ただし、就業規則の作成・変更については、その他の規程等の作成等を含み、10万円が補助上限額となります。

5 申請期間

前期 令和2年 5月15日(金)～9月25日(金) **後期** 令和2年 10月13日(火)～12月4日(金)

※申請される場合には、事前に京都府中小企業団体中央会へご相談・ご連絡ください。

※また、補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、ご了承ください。

※補助を受けられた場合、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保存してください。

6 補助対象期間

前期 令和2年 5月15日(金)～10月31日(土) **後期** 令和2年 10月13日(火)～12月31日(木)

※取組(事業)に係る全ての経費は、補助対象期間内に支払いを完了してください。

なお、リース及びレンタル等による支払いの場合、補助対象期間内に支払われた額のみ補助対象となります。

京都府中小企業団体中央会 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

まずご相談ください

お問い合わせ・申請先

TEL 075-708-3701 FAX 075-708-3725

【受付時間】月曜～金曜（祝日・年末年始除く）9時～12時、13時～17時

補助金の詳細は、京都府中小企業団体中央会のホームページをご覧ください。 <http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/>